

2026年 8月

各 位

内閣総理大臣認定特定適格消費者団体・適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松 久 三 四 彦

講師派遣事業のご案内

謹啓 時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者問題に関する調査・研究や消費者への情報提供等を通じて、消費者被害を未然に防止するため、消費者団体や消費生活相談員・研究者・弁護士・司法書士などの消費者問題の専門職種で作る団体です。

当法人は、内閣総理大臣から「適格消費者団体」の認定を受け、事業者に対して不当な契約条項の使用や不当な広告・勧誘をやめさせる申入れ・訴訟活動を広く展開しています。2021年10月には、不特定多数の消費者が財産的被害を被った場合にその被害を回復する特別な裁判手続を行える「特定適格消費者団体」の認定も受けました。特定適格消費者団体としては全国で4番目の認定で、適格消費者団体・特定適格消費者団体は道内に当法人一つしかありません。

さて、このたび当法人では、北海道庁からの委託を受け、消費者被害の調査・研究や事業者への申入れ・訴訟等の活動経験を活かし、経験豊富な弁護士・司法書士や大学教授などの研究者を講師として派遣し、「若年者向けの消費者教育セミナー」を実施いたします。貴校における授業、講義、研修等でご活用いただきたく、ご案内申し上げます。

近年、中高生のSNSを通じた消費者被害やトラブル、大学生のマルチ商法被害などが後を絶ちません。中高生や大学生の消費者被害の中には高額な被害のものもありますし、クレジットや電子マネーなど色々な決済手段がある一方でそれらの使い方にも注意が必要です。

若年者の消費者被害防止のため、貴校の学生向け授業、研修等では時宜を得た有用な情報を提供してまいりますので、ご検討のほどお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、当法人までお気軽にお問合せください。

なお、当法人のパンフレットも同封いたしましたので、ご高覧いただければ幸いです。

謹白

記

1. 講演内容 裏面「2.講座テーマ例一覧」をご参照ください。

2. 派遣講師 当法人に関わる弁護士、司法書士、大学教授等

2. 費 用 無 料

3. 申込方法 別紙「講師派遣の依頼書」に必要事項をご記入のうえ、お申込みください。

以上

【お問い合わせ】

特定非営利活動法人 消費者支援ネット北海道（略称：ホクネット）

〒060-0002 札幌市中央区北2条西13丁目1番10 札幌第一会計ビル3階

Tel 011-221-5884（平日午前10時～午後4時） Fax 011-221-5887 担当：小森、大嶋

E-mail : hocnet2020@ninus.ocn.ne.jp URL : <http://www.e-hocnet.info/>

講師派遣事業若年者向け消費者教育セミナー実施要領

1. 目的

社会経験に乏しい新成人や若年者層を狙い撃ちにした悪質商法や詐欺等が後を絶ちません。

そこで道内の学生、生徒に対し、学校教育の現場を通じて消費者教育を行い、トラブルの回避や適切な対処方法などの理解を深めることにより消費者被害防止を図ります。

2. 講座テーマ例一覧（学生・生徒向け）

【契約についての基礎知識】（1）学生向け「契約」の基本知識

（2）若者が陥りやすい悪質商法と解決策

（3）契約トラブルの発生を未然に防ぐ注意点とポイント

（4）アパートを借りたときのありがちなトラブル

（5）詐欺は振り込め詐欺だけじゃない、色々な詐欺の手口

【インターネット関係】（6）スマホやケータイの賢い使い方と危ない使い方

（7）インターネットの楽しみ方と注意点～SNSの使い方など

（8）サクラサイト詐欺と対処方法

【クレジット、電子マネー】（9）クレジット・電子マネーの光と影

その他希望するテーマがあれば、ご相談ください。

3. 受講対象者

開催校の学生、生徒および教職員。希望があれば保護者等も可。

定員は特に制限はありません。

4. 講座形式

クラス単位で教室での実施、学年単位で講堂や体育館での実施等、受講対象者や対象人数に応じて対応します。基本は授業時間を使って実施します。

5. 費用、教材等

教材等講座で使用する資料はすべて当方で準備します。

講師料、印刷代等の費用負担はありません。したがって講座実施は無料です。

会場の提供のみお願いします。（プロジェクター使用の場合には設備の提供をお願いします。）

6. 講師

当法人の会員である弁護士、司法書士、大学教授等を派遣します。

7. 実施内容の決定

依頼書をいただきましたら、担当より連絡させていただき、協議の上内容を決定します。

消費者支援ネット北海道（ホクネット）

講師派遣事業

対象：私立中高・私立大学・専門学校

のご案内

ホクネットは 2026 年度、北海道庁の「消費者教育セミナー（若年者向け）開催事業」を受託し、私立中高・私立大学・専門学校を担当することになりました。

ホクネットは特定適格消費者団体として活動しており、その活動に従事している経験豊富な法律家、大学教授などを講師として派遣します。

学校教育現場での、消費者教育授業の 講師を派遣します



無料です！

北海道からの委託事業なので、費用は一切かかりません

多様な講座形式を ご用意！

オンライン講座など多様な講座形式をご用意します。

ご相談しながら臨機応変な対応をしていきます。

要望に沿った講座内容の 実現！

講座テーマを決めていただき、具体的な内容は要望をお聞きしながら決定します。

※手続きの流れや具体的講座内容については裏面をご覧ください。

問合せ先

消費者支援ネット北海道 札幌市中央区北2条西13丁目1-10 札幌第一会計ビル3F

TEL 011-221-5884(平日 10 時～16 時)

Fax 011-221-5887

MAIL hocnet2020@ninus.ocn.ne.jp

(担当：小森)



ホクネット

充実した講座実現を目指します

講座申込みから実施までの流れ

申込み

「講師派遣の依頼書」をホクネットあてメールまたは Fax で送付ください。
実施希望日は第 3 候補日まで記入ください。また実施希望日まで 1 か月以上の猶予をください。

申込内容の確認

ホクネット担当者より依頼者（担当）に確認の連絡をします。

講師の決定

講師および実施日を決定し報告します。

事前打合せ

講座実施に向けて、依頼者と講師の意見調整を行います。

講座実施

教材はホクネットで持参します。

講座内容、講座メニュー 一覧

過去に実施した講座メニューを一覧にしました。希望メニューをお知らせください。

1. 「契約」についての基礎知識

☐ 成年年齢の引下げの意味について

☐ 契約の成立と取消について

☐ 身近な契約の注意点

（アパート賃貸借契約の注意事項、アルバイト契約に関わる労働トラブル）

2. 若者が狙われやすい悪質商法

☐ 事例紹介～その手口と注意点

（無料商法、定期購入、サクラサイト、アダルトサイト、情報商材、マルチ商法、美容医療サービスなど）

3. インターネットのトラブルについて

☐ インターネットトラブル事例紹介～被害者にも加害者にもならないために

SNS 利用の注意、ゲームやショッピングでのトラブル、無断投稿、悪質サイト、ネット依存症など

4. クレジット、電子マネー

☐ クレジット取引、プリペイド取引および電子マネーの仕組み

☐ クレジットや電子マネーに関わるトラブル事例、詐欺事件

☐ 多重債務